平成２３年（フ）第６１２号
愛知県碧南市中山町２丁目24番地７
債務者　彦田タミヱ
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７０６号
兵庫県姫路市網干区田井183番地８、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区田井151番地１
債務者　松井　一朗
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７４７号
兵庫県加古川市加古川町本町422番地
債務者　日坂　健二
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７４９号
兵庫県姫路市飾西741番地110
債務者　藤野　英樹
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７５２号
兵庫県加古川市平岡町一色西１丁目65番地
ヨーロピアン東加古川208号
債務者　前田　亜美（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７５４号
兵庫県加古川市加古川町木村509番地　加古川西団地14―504号
債務者　中田　　巖（旧姓幸村）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６９４号
高知市旭天神町38番地４
債務者　山﨑　裕美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０３号
群馬県前橋市粕川町室沢1311番地
債務者　坂本　考政
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１０号
群馬県伊勢崎市福島町95番地３　ラベンダーヒルズＡ102
債務者　座喜味ファン（ＺＡＫＩＭＩ　ＭＡＳＨＩＫＩ　ＪＵＡＮ　ＣＡＲＬＯＳ）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１１号
群馬県伊勢崎市福島町95番地３　ラベンダーヒルズＡ102
債務者　座喜味ベロニカ（ＤＥ　ＺＡＫＩＭＩ　ＲＩＶＡＳ　ＮＯＲＡ　ＶＥＲＯＮＩＣＡ）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１９号
群馬県伊勢崎市境西今井８番地２
債務者　木村すみ子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２５号
群馬県前橋市滝窪町1327番地１
債務者　角田　清孝
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２９号
群馬県伊勢崎市稲荷町69番地３　ＤＡＩＥＰＡＬＡＣＥ８―201
債務者　江原　裕志
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３１号
群馬県伊勢崎市下触町142番地３
債務者　山口　和恭
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７号
群馬県前橋市二之宮町724番地２
債務者　関口　　弘
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１１号
群馬県佐波郡玉村町大字福島1197番地７
債務者　中原　忠司
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３４７号
群馬県高崎市下豊岡町382番地１
債務者　反町　茂康
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部